

国際交流・多文化共生ボランティア制度規約

(目的)

第1条 この規約は、茨城町国際交流協会（以下「協会」という。）が実施する事業または、外部から協会に依頼があった事業に関し、あらかじめ協力者（以下「ボランティア」という。）を登録し、派遣または依頼することにより、円滑な事業を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 ボランティアは、協会の会員、非会員と問わず、事業の目的の達成に協力する個人、団体及び法人とする。

(種類)

第3条 登録するボランティアの種類及び活動内容は主に次表のとおりとする。

ボランティアの種類	活動内容
通訳・翻訳ボランティア	1 イベント等での通訳 2 案内文書やチラシ等の作成に係る翻訳 3 外国人住民への生活支援（災害、避難情報等の通訳・翻訳）
文化紹介ボランティア	1 国際交流を目的とした事業等での文化紹介 2 町民を対象とした国際理解講座等での文化紹介
日本語支援ボランティア	1 学校における外国ルーツの児童・生徒への学習補助・支援 2 企業・団体での日本語支援 3 やさしい日本語教室等での支援

(登録条件)

第4条 それぞれのボランティアへの登録条件は次の表に掲げるとおりとする。

項目	登録条件
通訳・翻訳ボランティア	日常会話に支障がない程度に外国語の会話ができる方、又は翻訳能力のある者
文化紹介ボランティア	国際交流や国際理解に関心を持ち、自分の得意な分野や趣味などを活かして活動する意欲のある者
日本語支援ボランティア	登録日本語教員、日本語教育能力検定試験の有資格者、大学、専門学校の日本語教育課程修了者、やさしい日本語教室ボランティア養成講座受講者

2 登録に必要な条件は、前項に関わらず協会が特別に認める場合はこの限りではない。

(登録方法)

第5条 登録を希望する者は、別紙様式を記入の上、事務局窓口への持参または電子メールにより、申し込みをおこなうものとする。

(登録内容の変更)

第6条 ボランティアは、その登録事項に変更があった場合、随時申し出ることができる。

(登録の抹消)

第7条 ボランティアの登録は、本人の申し出により、その登録を抹消することができる。

2 協会は、次の各号のいずれかに該当する場合、予告なく登録を抹消することができる。

(1) 提出された様式に虚偽の記載があった場合

(2) 活動した事業において不適切な行為をおこなった場合

(3) 特定の政治活動や宗教活動の場として事業を利用した場合

(4) その他協会が必要と判断する場合

(情報提供)

第8条 協会は、ボランティアの募集や活動、その他のイベント情報などを原則として電子メールにて提供する。

(個人情報の取扱い)

第9条 ボランティア登録に際して協会が提供を受けた個人情報については、ボランティア活動の通知、連絡、協会が作成する統計情報、保険への加入、協会が主催・共催・後援または協力する事業の提供についてのみ使用し、第三者開示・提供することはないものとする。ただし、本人の承諾を得た場合はその限りではない。

(活動における責任の所在について)

第10条 原則としてボランティアは自己の責任において事業に協力するものとする。

2 協会は、事業の内容を鑑みて、必要に応じてボランティア保険等に参加するものとする。

3 第3条に掲げる活動に関係のない恣意的な行為により、ボランティアが第三者に対して損害を与えた場合、協会は一切責任を負わないものとする。

(謝金等)

第11条 協会は、協会が依頼した各事業について、次の謝金等をボランティアに支払うものとする。

項目	謝金等
通訳・翻訳ボランティア	通訳 1日当たり、委託料として6,000円(税込) 翻訳 1件当たり、委託料として6,000円(税込)
文化紹介ボランティア	1回当たり、交通費として次のいずれかの費用
日本語支援ボランティア	①自家用車を使用する場合は自宅から現地までの往復距離1km当たり40円 ②公共交通機関を使用する場合は、実費相当額(上限2,000円)

(改定)

第 1 2 条 この規約は理事会の承認を得た上で、必要に応じて、協会会長により適宜改定できるものとする。

(附則)

この規約は、令和 7 年 4 月 2 6 日より施行する。